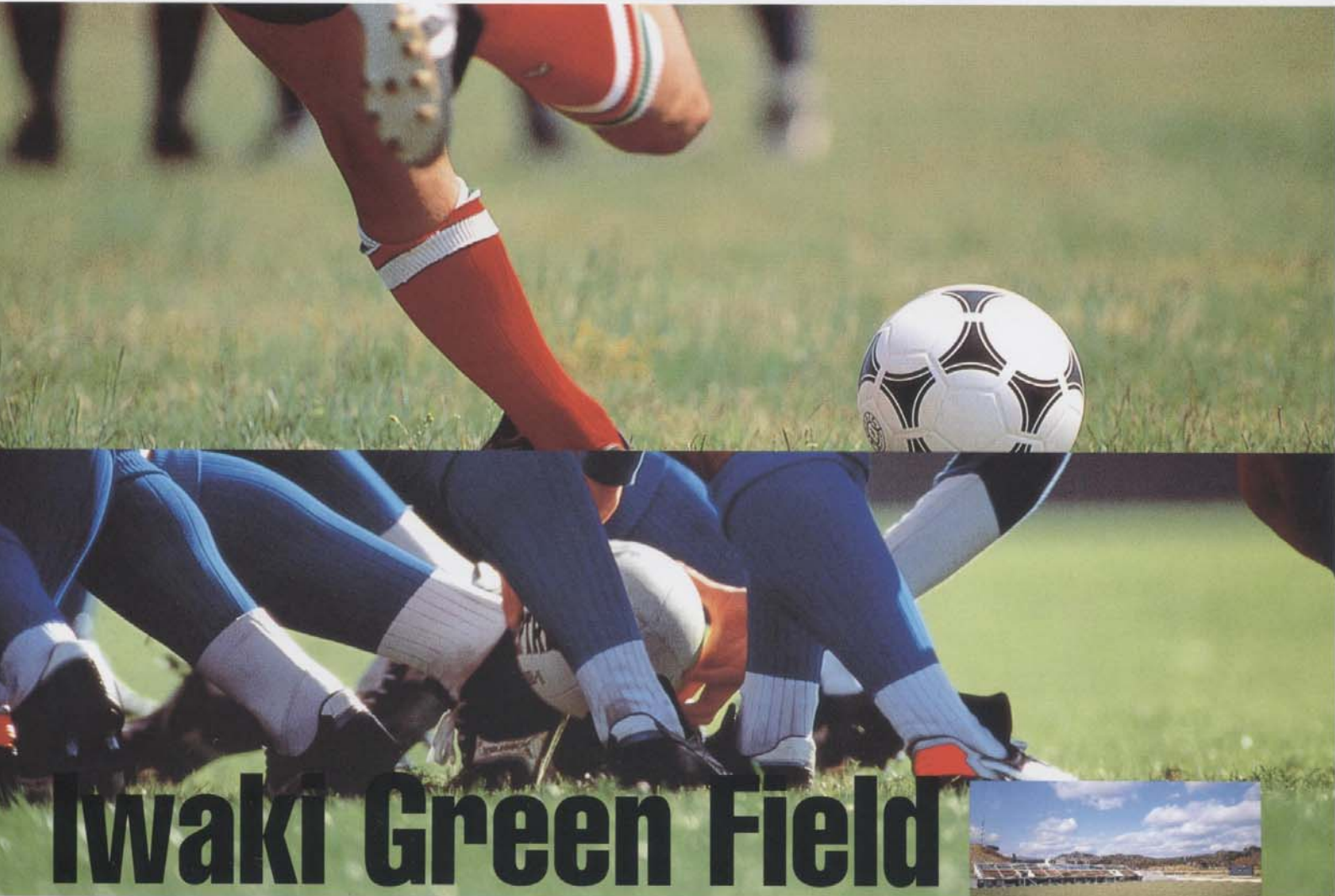


I N F O R M A T I O N



# Iwaki Green Field

21世紀の森公園【いわきグリーンフィールド】



(財)いわき市公園緑地観光公社

# Iwaki Green Field



●グリーンフィールド全景



●多目的広場(サブグラウンド)



●スコアボード

# Iwaki 緑鮮やかな多目的球技場 Green Field



## いわきグリーンフィールド

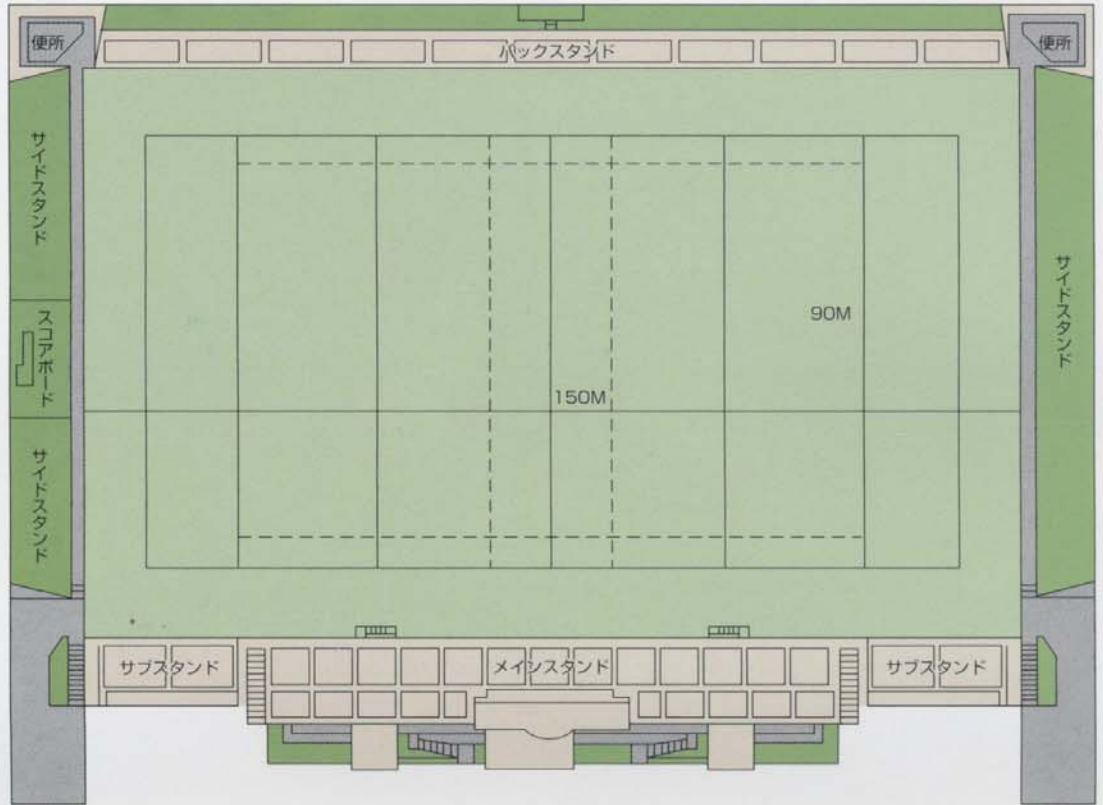
ラグビー、サッカーをはじめアメリカンフットボールに利用でき、各種大会にも幅広く利用されます。

### ■21世紀の森公園

「21世紀の森」の良好な自然環境の下で、スポーツ・レクリエーション活動に親しみ、また広域的なふれあい拠点として活用を図るため、野球場、球技場、その他施設の整備を進める区域です。

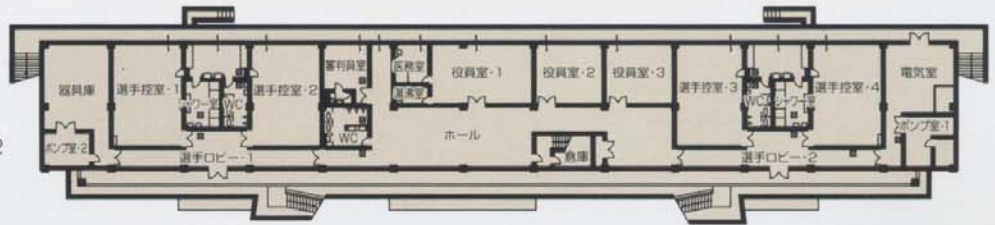
### ■事業概要

公園種別:総合公園、公園面積:89.2ヘクタール、事業期間(第1期)平成元年度から平成7年度。主な施設(第1期)野球場、球技場、多目的広場(芝生広場・球技場等のサブグラウンド)など。



■施設案内

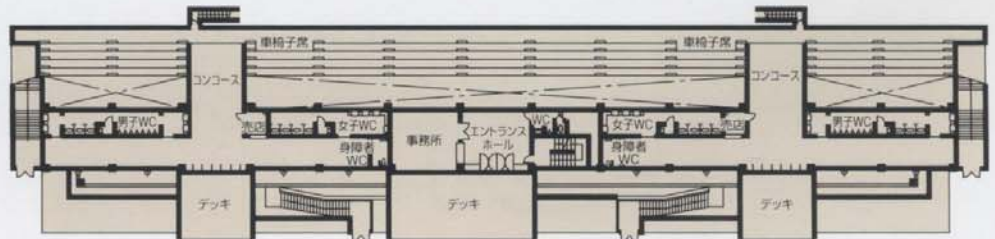
- グラウンド
- バックスタンド
- サイドスタンド
- 選手ロビー1・2
- 選手控室1・2・3・4
- 器具室
- シャワー室
- 審判員室
- 役員室1・2・3
- WC
- 医務室
- 湯沸室
- 電気室



1F

■施設案内

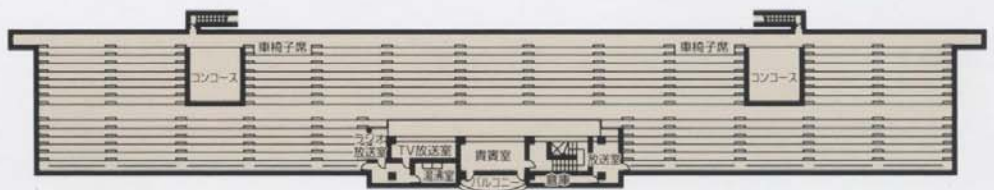
- メインスタンド
- WC
- 売店
- サブスタンド
- 身障者用WC
- 事務所



2F

■施設案内

- ロイヤルボックス
- TVカメラ室
- 湯沸室
- ラジオ放送室
- 放送室



3F

## ■施設概要

1. 位置 / いわき市常磐水野谷町電ヶ沢308
2. 敷地面積 / 約2.7ha
3. 総工費 / 約15億円
4. 収容人員 / 5,600人(メインスタンド:1,725人、サブスタンド:575人、バック及びサイドスタンド:3,300人)
5. 規模 / 長軸方位:南北、  
メインスタンド建築面積:1,384.16㎡、  
メインスタンド延床面積:1,779.94㎡、  
メインスタンド最高高さ:13.54m、  
メインスタンド階数:地上3階、  
メインスタンド構造:鉄筋コンクリート造  
(一部プレキャストコンクリート造)杭と直接基礎併用、  
グラウンド面積:13,500㎡  
(長軸150m、短軸90m)(洋芝張り)
6. 諸室 / 会議室(本部室併用)、放送室、更衣室(4カ所)、  
審判員室、医務室、事務室、貴賓室、テレビ・  
ラジオ放送室(2ヶ所)
7. 竣工 / 平成7年2月
8. 供用開始 / 平成7年4月
9. 利用種別 / サッカー、ラグビーフットボール、アメリカン  
フットボール
10. 駐車場 / 第1駐車場・650台、第2駐車場・400台、  
第3駐車場・300台、臨時駐車場・500台
11. 使用料 / 別紙



●放送室



●医務室



●審判室



●更衣室



# バリエーション豊かな くつろぎとリフレッシュの公園 21世紀の森公園。

21世紀の森公園は、いわき市の主要な市街地である平、内郷、常磐、小名浜、いわきニュータウンなどに囲まれた丘陵地帯に位置する。当核丘陵地は、市の中央部にあることから、その緑豊かな自然を極力保全するために、市は、21世紀の森整備構想を策定し、計画的な土地利用を推進している。21世紀の森公園は、この21世紀の森整備構想の主要な事業の一つであり21世紀の森整備構想で導入を計画している機能のうち、各種スポーツ、レクリエーションを展開するための機能を担うものであり、整備にあたっては、国体関連施設整備であるスポーツゾーンの整備を第1期事業として展開し、国体以降は、第2期事業として市民が気軽に利用できるレクリエーション施設を中心とした施設整備を図る計画である。

■事業計画図



■交通のご案内

- お車=常磐自動車道・いわき中央I.C.より……約12分
- いわき湯本I.C.より……約15分
- JR常磐線「いわき駅」より……約18分
- 「湯本駅」より……約5分



## 21世紀の森公園

(財)いわき市公園緑地観光公社

いわき市常磐湯本町上浅貝110-33 TEL0246-43-0033

# いわきグリーンフィールド 多目的広場 施設利用案内

## —— 有料施設利用について ——

休館日／火曜日と12月29日～1月3日(火曜日が祝祭日の場合は、その翌日になります。)

使用時間／午前9時～午後5時

### ❖ 受 付 ❖

#### ＜受付の日時＞

1. 受付は、「使用希望日の3ヵ月前」から行います。
2. 年末年始で受付ができない場合は、その「翌日」とします。
3. 受付時間は、「午前8時30分～午後5時」までです。
4. 申し込みの受付は、先着順に定められた「申請書」を窓口で收受して行います。午前8時30分前に2人以上で希望日が重複した場合は、抽選とします。
5. 電話・FAX・郵便等での予約はできませんが、空き日の「問い合わせ」等には、お応えいたします。

#### ＜受付の場所＞

〒972-8321 いわき市常磐湯本町上浅貝110-33 いわきグリーンスタジアム内  
財いわき市公園緑地協会 TEL 0246(43)0033 FAX 0246(43)1401

### ❖ 使用許可と使用料 ❖

#### ＜使用許可＞

原則として使用料納入時に、「許可書」の発行をもって行います。  
使用許可を受けた後は、使用日及び使用時間等の変更はできませんのでご注意ください。

#### ＜使用料＞

使用申し込み時に受付にて現金で納入してください。なお、使用料は、原則として返還いたしません。

### ❖ 使用上の注意 ❖

1. 団体使用に限ります。
2. 使用に際しては、グリーンスタジアム窓口に「許可書」を提示してください。
3. 使用時間については、準備、後片付けの時間を含めて申請してください。
4. 使用後の清掃については、グラウンドの整備、施設及びその周辺を含め使用者が責任を持って行ってください。
5. グラウンド以外では、スパイクははかないでください。

### ❖ 禁止されています ❖

■他の利用者の「迷惑となるような行為」は、すべて禁止しています。

1. 指定された場所以外のところに車両を乗り入れ、又は駐車しないでください。
2. 物をこわしたり、汚したりしないでください。
3. 植物を取ったり、傷つけないでください。
4. はり紙、はり札、その他広告物は表示しないでください。
5. 立ち入り禁止区域内に立ち入らないでください。
6. ゴミは持ち帰ってください。
7. ゴルフの練習はしないでください。
8. 拡声器、ラジオ等で著しい騒音を出さないでください。
9. 飲食はグリーンフィールドにおいてはスタンド、多目的広場においては芝生外で行ってください。

# 1. いわきグリーンフィールド

## (1) いわきグリーンフィールド使用料

使用区分			金額		
入し 場 料 を と 徴 し と 取 り	アマチュアス ポーツを目的 とする行事で ある場合	一 般	平 日	1時間につき	2,320円
			日曜日等	1時間につき	2,900円
		高校生以下 (高専校生を含む)	平 日	1時間につき	1,160円
			日曜日等	1時間につき	1,450円
	その他の行事である場合		平 日	1時間につき	11,620円
			日曜日等	1時間につき	14,520円
入す 場 料 を と 徴 し と 取 り	アマチュアス ポーツを目的 とする行事で ある場合	一 般	平 日	最高入場料の100人分に相当する額	
			日曜日等	最高入場料の125人分に相当する額	
		高校生以下 (高専校生を含む)	平 日	1時間につき	5,810円
			日曜日等	1時間につき	7,260円
	その他の行事である場合		平 日	最高入場料の150人分に相当する額	
			日曜日等	最高入場料の200人分に相当する額	

- 備考 1. 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日  
をいう。  
2. 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を  
1時間として計算する。  
3. この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

## (2) 附属設備使用料

設 備 区 分	単 位	金 額	
		アマチュアスポーツを目的と する行事である場合	その他の行事である場合
ス コ ア ボ ー ド	1 時 間	520円	1,050円
放 送 設 備	1 時 間	520円	1,050円
会 議 室	1室1時間	520円	1,050円
温 水 シ ャ ワ ー	1室1時間	1,570円	3,150円

- 備考 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時  
間として計算する。

# 2. 多目的広場使用料

使用区分		単 位	金 額
一 般	平 日	1 時 間	1,310円
	日曜日等	1 時 間	1,640円
高校生以下 (高専校生を含む)	平 日	1 時 間	650円
	日曜日等	1 時 間	820円

- 備考 1. 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日  
をいう。  
2. 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を  
1時間として計算する。